

書評 Susan Blackburn, Women and the State in Modern Indonesia

著者	服部 美奈
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	47
号	7
ページ	58-63
発行年	2006-07
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00007457

Susan Blackburn,

*Women and the State in
Modern Indonesia.*

Cambridge: Cambridge University Press,
2004, x + 257pp.

はつ どり み な
服 部 美 奈

インドネシアは1998年におよそ32年間続いたスハルト体制が崩壊して以降、「開発」から「改革」、中央集権体制から地方分権化・民主化へと大きな転換が生じている。女性大統領の是非をめぐる議論や、1998年5月の華人女性に対する集団レイプ事件、DV（ドメスティック・バイオレンス）など、女性に関わる議論が世論の関心を集める問題として取り上げられるようになると同時に、女性運動のあり方や政府の女性政策にも変化が表れている。女性活動家によるNGOの活動は、DVや女性労働者の人権擁護、ジェンダー不平等な法律の見直しへの取り組みなど多岐にわたり〔大形 2004, 195〕、政府側も国内外の影響を受け、1999年にそれまでの女性役割担当庁を女性エンパワーメント省に再編し、2000年には国家開発におけるジェンダーの主流化に関する大統領令第9号^(注1)を公布するなど早い展開をみせている^(注2)。また近年、イスラームと女性に関する研究も急速に増加し、女性をめぐるイスラームの解釈について活発に論じられるようになってきている^(注3)。

一般的に、東南アジア地域の女性は、広範囲な経済活動や親族組織の特徴などから、歴史的に比較的高い自立性をもつとされてきた〔中谷 2003, 12；リード 2002, 198-199〕。しかし、近年の社会変化から生ずる都市部と農村部の経済格差や、多民族・多宗教社会を基盤とする複雑な社会的諸相、移民労働者など国境を越える人の移動は、異なる集団に属する

女性がおかれた状況の違いや地域の特性、女性運動の担い手、さらに国際的なジェンダーの潮流に、研究者が今まで以上に敏感でなければならない必要性を示している。

本書は、オランダ植民地期の20世紀初頭からスハルト体制が崩壊した20世紀末までの約1世紀にわたる女性運動と国家政策を主な考察対象としており、現在、急速な社会変化の途上にある21世紀のインドネシアを再考するうえで、時宜を得た著作である。近年のジェンダーをめぐる動向は、植民地期から20世紀末に至る歴史的経緯と深く関連しているが、本書のテーマは、インドネシアの文脈で女性運動を語る場合、同時に、国家政策の影響を抜きに語るができないことを示している。多くの研究者が指摘するように、特にスハルト体制期において、国家主導の女性政策が女性運動や女性の生活に多大な影響を及ぼしたことはまぎれもない事実である。

現在、著者のSusan Blackburnはオーストラリア・モナシュ大学で1991年から教鞭をとっている。政治学を専門とし、インドネシアのナショナリズムに関する博士論文によって同大学から学位を授与され、近年はインドネシアと国際開発に焦点を当てた研究も進めている。

本書の構成は以下のとおりである。

序 章

第1章 国家のジェンダーイデオロギーと女性運動

第2章 教育

第3章 早婚

第4章 市民権

第5章 一夫多妻婚

第6章 母性

第7章 経済的搾取

第8章 暴力

結 論

本書の主な考察対象は、タイトルが示すように、

インドネシアにおける女性と国家であり、女性の問題 (women's issues) をめぐって、女性が国家とどのように折り合いをつけたのか、また逆に国家がどのように「女性の問題」を捉えたのかが、各章のトピックで分析されている。

序章では本書を貫く問いが3点示される (pp.3-4)。第1に、(1)いつ頃から何故、国家が女性の問題に関心を払うようになったのか、(2)政府のどの領域で、どのような政策課題が検討されたのか、(3)意図的であれ無意図的であれ、国家イデオロギーがジェンダーの構築にどのように影響を与えたのか、(4)国家のジェンダーイデオロギーに変化をもたらしたものは何かなど、国家の政策をめぐる問いである。第2に、(1)女性運動が女性の利益獲得のために、どのような役割を果たしたのか、(2)どのような協調関係が女性運動と国家にとって有益だったのか、(3)女性たちは国家による女性運動の取り込み (cooption) をいかに回避したのか、(4)女性に関連する政策立案や施行に対して、女性運動がどのような影響を与えたのかなど、女性運動をめぐる問いである。第3に、(1)女性運動と国家との相互作用のなかで誰が利益を得たのか、(2)政府の政策は結果的に女性のエンパワーメントを促進させたのか、(3)国際的な潮流や働きかけがどのような役割を果たしたのかなど、国際関係や女性のエンパワーメントといった広い視点からの問いである。これらを明らかにするため、著者はインドネシアで設立された女性組織の動向や、女性組織が刊行した出版物を一次資料として用いることによって、女性の多様な「声」を掘り上げようとしている。

本論においてはまず第1章で、20世紀における国家のジェンダーイデオロギーと女性運動の発展との関係性が歴史的に概観されている。その際、多様なエスニックや宗教から構成され、かつ植民地支配の経験をもつインドネシアにおけるジェンダーをめぐる言説と現象は、空間的・時間的な複雑性を有するが、著者の研究の焦点は、女性運動そのものというよりは、国家との関係性のなかの女性運動であり、また、国家や女性運動によって何が女性の問題とみなされたのかにあることが述べられている。著者は、

1900年から2003年に至る各時期に特徴的なジェンダーイデオロギーおよび、女性組織・活動家を抽出しているが、特に国家のジェンダーイデオロギーと女性運動の間にドラスティックな変化が表れるのは、指導される民主主義期 (1958~65) および新秩序期 (1965~98)、さらに民主化移行期 (1998~2003) であろう。指導される民主主義期においては、スカルノが『サリナ』(Sarinah, 1963) のなかで理想的な女性像を描き、国家に奉仕する女性や国民統合の重要性が強調されることにより、女性運動がスカルノ体制の強化に動員されたこと (p.24)、新体制期においては、国家の安定と開発政策の遂行に寄与する女性像とコドラット (人間の先天的な性質を意味するアラビア語) に従って生きる女性像を強調するイブイズム (イブは母を意味するインドネシア語) に婦人組織が動員されたこと^(注4) (p.25)、そして1980年代以降は、そのようなジェンダーイデオロギーとは一線を画す非営利女性組織設立の新しい潮流 (p.27) と民主化移行期における急速な変化^(注5) (p.29) などが特徴として挙げられている。

第2章から第8章は、女性問題に焦点が当てられ、それぞれの諸問題が公的な問題として議論されるようになった時期を中心に考察されている。

第2章では、オランダ植民地期の20世紀初頭に最も顕著となった女子教育をめぐる議論が考察の主な対象となっている。女子教育の黎明期を拓いたカルティニの存在はすでによく知られた事実であるが、著者は、近代学校教育や海外の思想との接触により女性運動が開花した時期として1910年代を、民族主義の影響を受けた時期として20年代を位置づけ、それぞれの時期に特徴的な女性組織や女性運動家の言説と影響関係を明らかにしている。

第3章では、結婚の年齢が20世紀のインドネシアでどのように政治問題となったのかが明らかにされている。「教育」問題と同様、オランダ植民地政府の影響を受け、特に植民地期には「幼児婚」の問題として西洋教育を受けた女性たちや植民地政府、オランダ人フェミニスト^(注6)、民族主義団体によって、1920年代を頂点に議論されたことが考察されている。独立後、結婚年齢の問題は、一夫多妻婚や離婚・相

続時の女性に対する差別の是正要求を含む婚姻法改革とともに女性運動家によって主張されるようになる。そして1974年婚姻法の成立により、最終的に女子16歳、男子19歳が婚姻最低年齢と定められるまでの経緯が分析されている。また新体制による出生率を低下させるための家族計画が結果として女性の結婚の晩婚化に影響を与えたこと、さらに、1974年婚姻法成立後の女性組織の関心が、子どもの権利問題にシフトしたことが明らかにされている。

第4章では、植民地期は主として参政権に関する議論、独立後は体制の国家イデオロギーとそれが内包するジェンダー観の特徴、女性の政界への参入状況について考察されている。市民としての義務と権利という観点から、著者はスカルノ体制もスハルト体制もともに、国家の一員としての義務を女性に課す一方で権利を軽視していたと捉える。スカルノ体制期には、女性は国家を一家族とみなすイデオロギー（*azas kekeluargaan*）に動員され、スハルト体制期には開発優先政策のなかでジェンダーが再定義され、開発への貢献と母としての役割の遂行という義務が課せられたと分析する。また政策決定への関与という点での女性の参加は、政治エリートの妻や娘などの例外を除けば非常に限定的であり、今後も政治システムは男性優位が持続するであろうと予測している。

第5章では、女性組織が国家に対して一夫多妻婚の抑制に対策を講じるよう働きかけてきた経緯と、1974年婚姻法成立に至るまでの国家の対応、婚姻法成立以後の議論の後退と20世紀末の議論の復活に至る経緯が考察されている。特に近年、一夫一婦婚が公的な規範となりつつも一夫多妻婚が限定的に認められる条件を示した1974年婚姻法が男性と女性の不平等を包含するひとつの例であるという議論がインドネシアにおいて再び活発化しているものの、国家が具体的な対処を講じるには限界があることが指摘されており興味深い。

第6章では、植民地期から現在に至るまで国家や女性組織によって「母性」がどのように定義され、またその時期の「母性」観が政策や運動に及ぼす影響を与えたかが考察されている。前章と重複する

箇所もみられるが、スハルト体制期に産児制限という形で国家が「母性」の問題に関与してきたことなどが考察されている。逆に、女性の性と生殖に関する権利に関しては国際的な外圧によって20世紀後葉にようやく国家も女性組織も関心を払うようになったが、中絶の問題など今後の取り組みが必要な問題も多いことが指摘されている。

第7章では、女性、なかでも貧しい女性がインフォーマルセクターで低賃金かつ劣悪な環境のなかで就労を余儀なくされている困難な状況に対して、国家と女性組織が近年までほとんど対応してこなかったことが明らかにされている。著者はスハルト体制期に起こったマルシナ事件^{注7}や移民労働者の問題を取り上げ、女性労働者を取り巻く環境に、性差別や性的暴力が頻発していることを考察している。そして、このような状況に対して、当初むしろ国際的な外圧が改善への取り組みを後押ししたが、近年においては新しい女性組織がこの問題に取り組み始めていることを指摘している。

第8章では、女性に対する暴力の問題に女性組織が取り組み始めたのは、「経済的搾取」と同様、ようやく20世紀終盤になってからであったこと、その背景には1993年の女性に対する暴力廃絶に関する国連宣言や95年の北京国際女性会議がこの問題に対する行動や調査の契機を提供したことなどが考察されている。著者は、国家が暴力の問題に消極的であったのは理想的な家族にもとづく調和的な社会という政府の作り上げたイメージに反するものであったからではないかと指摘する。しかし、アチェや東ティモール、パプアなどで治安維持という名のもとに行われたレイプや、1998年5月に起こった華人系インドネシア人女性に対する集団レイプが誰の目にも隠し難い事実として認識されることにより、女性に対する暴力の問題を公で論じるタブーが破られ、公の場での議論が活発化してきている。とはいえ、女性組織がいまだ国家に対して大きな影響力を及ぼすには至っていないと著者は主張する。

終章では、エンパワーメント概念を通して総括がなされ、女性運動や国家政策によって女性がエンパワーメントされた領域と、逆にエンパワーメントさ

れなかった領域に区別して考察が進められている。エンパワーメントされた点として著者は、(1) 教育（女性運動と国家がともに女子の教育機会を拡大するために重要な役割を果たした）、(2) 早婚（女性運動が国家との交渉を通じて女性の結婚における地位を強化する傾向に貢献した）、(3) 平等な市民権の獲得、(4) 産児制限、を挙げている。逆にエンパワーメントに至っていない領域として、(1) 経済的搾取（多くの女性が法的な保護を受けない不安定な雇用状況のなかにいる）、(2) 女性の健康（20世紀末まで女性の問題として注目されず、近年ようやく性と生殖に関する権利が認知されつつある）、(3) 女性に対する暴力（近年、国際的な潮流や国内でのレイプ事件が露呈されるにつれ、ようやく議論が活発化している）、を挙げ、今後の課題を明らかにしている。

まず、本書が評価されるべき点として以下の3点を挙げたい。

第1に、本書は20世紀初頭から現在に至る約1世紀を考察の対象としており、インドネシアの女性運動と国家政策の歴史の変遷を把握するうえで非常に有益な文献であるといえる。著者が指摘するように、先行研究はある特定の地域や時期、女性組織を対象にしたものが多く^(注8)、本書のように長いスパンで多様なトピックを取り上げたものは現在のところ、ほとんどないといってよいだろう。

第2に、本書は徹底して女性運動と国家を政治的なパースペクティブから分析しており、この点についてもこれまでの先行研究にはほとんどなかったものである。政治的アクターとしての女性あるいは女性組織が、国家に対していかなる影響を与え得たのか、また国家が女性問題に対していかに政治的に対処したのかに分析の中心がおかれている。そしておそらく著者は最終的に、インドネシアの女性組織が国家政策に大きな影響力を与えるためにいかなる戦略が必要なのかを問おうとしている。

第3に、本書は一次資料として女性組織によって

刊行された出版物やインドネシア人女性自身の記述を重視しており、本書の記述が単なる政策論争に陥っていないことである。著者は、一体何がインドネシア人女性にとって「女性の問題」であるかを定義することは難しいとしながら、また声にならない声を掬い上げることの困難を認めながら、結果として何が女性の問題であるかをある程度定義できる人々や女性組織にスポットを当てたことが述べられている。その意味で、本書で取り上げられる女性の声や行動が必然的にある特定の人々の主張に限定されるという危険性を孕みながらも、インドネシア人女性自身が問題であると認識する「女性の問題」に首尾よくアプローチしているといえる。

次に、若干の疑問点について以下の3点を挙げたい。

第1に、テーマの設定とも関わるが、考察の対象が国家と女性運動について二項対立的に捉えられすぎているために、他の重要な要因が捨象されていると思われる箇所がみられた。たとえば、第2章で、女子教育が推進された主要因を植民地教育や倫理政策の結果（p.58）と著者はみるが、一方でイスラーム改革運動の影響があったことには触れられていない。また国家の政策を考察の主要点にしたことにより、若干、1世紀にわたる国家政策の通史といった印象を受けた。

第2に、本書ではイスラーム組織や諸勢力の多様性よりも、イスラーム組織全体を一枚岩的に捉え、国家や女性組織に対抗してイスラームの伝統に固執する勢力としてやや否定的に描かれている側面があるように思われた。たとえば、結婚年齢の明確化や一夫多妻婚の是非、夫婦間のレイプなどについて、イスラーム組織によってもさまざまな解釈が存在することにもう少し配慮が必要であったように思われる。それと関連して、イスラーム組織を考察する際、ムスリム男性の主張が強調されがちで、女性の問題をムスリム女性がイスラームの視点からどのように考えていたかが考察されていなかったことが、イスラームにおける解釈の多様性を見過ごす結果になったのではないかと考えられる。

第3に、前半の多くの章ではオランダ植民地期の

考察が多く、各章のトピックごとに1世紀を対象とすることに無理があったのではないかと考えられる。また1世紀を対象としたために、各時期の考察が概論的になりがちで、女性組織の多様性と解釈の相違、国家政策がどのような人間関係や駆引きの結果、施行されていったのかといったより深い考察が困難になったように思われた。

著者自身、終章で今後の研究課題として、(1) ジャワ以外で設立された女性組織の分析、(2) イスラム女性組織についての研究、特に近年、新しく若い女性たちによって設立されたイスラム女性組織^{注9)}についての分析、(3) 一夫多妻婚を経験した女性たちの記録や離婚の実態についての分析、(4) 1978年に設立された女性役割担当庁についての分析などが必要である、と述べているように(p.225)、インドネシアの女性運動に関する研究は始まったばかりであり、依然として未開拓な領域が多く残されていることは確かであろう。

確かに、スハルト体制期には政治的な視点から女性組織を調査することは困難であった^{注10)}(p.4)し、インドネシア人研究者による研究の蓄積もわずかであった。しかし、民主化以降、この状況には徐々に変化があり、インドネシア人研究者自身が女性運動の歴史や動態を調査するようになってきている。さらに、近年の民主化や地方分権化の潮流のなかの新しい女性運動の動向には注目していく必要があるだろう。

(注1) INPRES Nomor 9 Tahun 2000 tentang Pengarusutamaan Gender di Semua Sektor.

(注2) 前述の大統領令を受け、教育分野においても、学校で実践するジェンダー教育の指針や教材の作成が取り組まれている。たとえば Proyek Peningkatan (2003a; 2003b) がある。

(注3) 枚挙に暇がないが、Muhammad (2004), Ikhsanudin, Mohammad Najib and Sri Hidayat (2002), Mulia (2005) など。また雑誌には、Jurnal Perempuan untuk Pencerahan dan Kesehatan [女性ジャーナル 啓発と健康], Swara Rahima: Media Islam untuk Hak-hak Perempuan [ラヒマの声 女性の権利のためのイスラム・メディア] などが

ある。

(注4) 新秩序期の1978年、女性役割担当庁が創設されている。創設された1978年は、国際女性10年(1975~85)の期間であり、国際的な外圧が影響している。

(注5) アブドゥルラフマン・ワヒド大統領期(1999~2001)、女性役割担当庁はフェミニスト大臣コフィファ・インダル・パラワンサ(Khofifah Indar Parawansa)のリーダーシップのもと女性エンパワーメント省(Ministry for Women's Empowerment)と名称変更になっている。

(注6) たとえば著者は、1926年に『家庭と社会における女性 インドネシアにおける女性運動のためのプロバガンダ報告』を編集した Mrs. Corporaal-van Achterburgh を挙げている(p.67)。

(注7) マルシナ事件とは、東ジャワ州で若い工場労働者であったマルシナが1993年、法的な最低賃金や法的に認められている労働者の権利を要求するストライキに参加し、ストライキの指導者が解雇されたことに抗議をした後、行方不明となり、数日後、遺体となって発見された事件のこと。殺害前に拷問・レイプされた形跡があり、遺体は切断されていた。

(注8) たとえば、女性運動に関する先駆的研究である Vreede-de Stuers (1960)、植民地期に焦点を当てた Locher-Scholten (2000)、1950~60年代の女性組織ゲルワニを研究した Wieringa (2002)、インドネシア人研究者による研究はさらに少なく、Suryocondro (1984)、Suwondo (1981) などがある。

(注9) 著者は、ジャカルタで設立された「ニュー・リベラル」なイスラム女性組織ラヒマ(RAHIMA)とそこで活動する女性ファルハ・チチック(Farha Ciciek)を例に挙げている。

(注10) たとえば著者は、1980年代、オランダ人研究者 Saskia Wieringa のゲルワニに関する調査で、インドネシア人女性へのインタビューは危険が伴ったことを指摘している(p.4)。

文献リスト

< 日本語文献 >

- 大形里美 2004. 「インドネシアの女性運動とジェンダーの主流化 女性 NGO の果たした役割」
田村慶子・織田由紀子編著『東南アジアの NGO とジェンダー』明石書店 185-236.
- 中谷文美 2003. 『「女の仕事」のエスノグラフィー
バリ島の布・儀礼・ジェンダー』世界思想社 .
- リード, A. 2002. 『大航海時代の東南アジア 貿易風の下で』(平野秀秋・田中優子訳)(叢書・ユニベルシタス570)新装版 法政大学出版局 . [原著は Reid, Anthony 1988. *Southeast Asia in the Age of Commerce 1450-1680*, volume I. New Haven: Yale University Press].

< 英語文献 >

- Locher-Scholten, Elspeth 2000. *Women and the Colonial State: Essays on Gender and Modernity in the Netherlands Indies 1900-1942*. Amsterdam: Amsterdam University Press.
- Stoler, Ann 1995. *Race and the Education of Desire*. Durham: Duke University Press.
- Vreede-de Stuers, Cora 1960. *The Indonesian Women: Struggles and Achievement*. s-Gravenhage: Mouton & Co.
- Wieringa, Saskia 2002. *Sexual Politics in Indonesia*. Houndsmills: Palgrave Macmillan.

< インドネシア語文献 >

- Ikhsanudin, K. M., Mohammad Najib and Sri Hidayati

eds. 2002. *Panduan Pengajaran Fiqh Perempuan di Pesantren* [プサントレンにおける女性に関するイスラーム法教授の手引書]. Yogyakarta: Yayasan Kesejahteraan Fatayat (YKF).

Muhammad, Husein 2004. *Islam Agama Ramah Perempuan: Pembelaan Kiai Pesantren* [女性に優しい宗教としてのイスラーム プサントレン・キアイの擁護]. Yogyakarta: LKiS.

Mulia, Siti Musdah 2005. *Muslimah Reformis: Perempuan Pembaru Keagamaan* [ムスリマー改革者 宗教改革者としての女性]. Bandung: Mizan.

Proyek Peningkatan Peran Masyarakat and Pemampuan Kelembagaan Pengarusutamaan Gender Jakarta eds. [ジェンダー主流化関連機関の機能および社会の役割向上プロジェクト(ジャカルタ)編] 2003a. *Pedoman Penulisan Bahan Ajar Berwawasan Gender* [ジェンダー・パースペクティブにもとづく教材執筆の指針] Jakarta: Departmen Pendidikan Nasional [国民教育省].

2003b. *Pedoman Umum Sosialisasi Pengarusutamaan Gender Bidang Pendidikan* [教育分野におけるジェンダー主流化普及活動の一般指針] Jakarta: Departmen Pendidikan Nasional .

Suryocondro, Sukanti 1984. *Potret Pergerakan Wanita di Indonesia* [インドネシアにおける女性運動の肖像]. Jakarta: Rajawali.

Suwondo, Nani 1981. *Kedudukan Wanita Indonesia dalam Hukum dan Masyarakat* [法と社会にみるインドネシア女性の地位]. Jakarta: Ghalia Indonesia.

(名古屋大学大学院教育発達科学研究科助教授)